

第3回産学官連携サミットの結果報告について

平成15年11月25日

開催趣旨

産業界、大学、研究機関、地方自治体等のトップが一堂に会し、産学官の連携を強化・推進するため、産学官それぞれの対応について意見交換を行い、具体的な政策に反映することにより、我が国経済の活性化・科学技術創造立国の実現に資する。

日時、場所

平成15年11月17日(月) 13:00~19:30、於東京プリンスホテル

全国の産学官関係のトップを中心に約1100人が参加

開催概要

シンポジウム

- ・開会挨拶： 茂木敏充 科学技術政策担当大臣
- ・主催者挨拶： 麻生太郎 総務大臣、河村建夫 文部科学大臣、中川昭一 経済産業大臣、奥田碩 日本経済団体連合会会長、黒川清 日本学術会議会長
- ・基調講演： 尾身幸次 元科学技術政策担当大臣
- ・特別講演： 佐々木毅 東京大学総長、庄山悦彦 日立製作所社長、ヘンリー・マッキンネル ファイザー会長兼CEO
- ・パネルディスカッション ~ テーマ：新技術で市場を拓く ~
 (モデレーター) 黒川清 日本学術会議会長
 (パネリスト) 柴田昌治 日本ガイシ会長、槍田松瑩 三井物産社長、白井克彦 早稲田大学総長、荒井寿光 内閣官房知的財産戦略推進事務局長、ルイス・ウィリアムズ ファイブプライム会長、ジョナサン・ソダストローム イェール大学地域共同研究所所長
 (コメンテーター) 尾身幸次 元科学技術政策担当大臣、庄山悦彦 日立製作所社長、ヘンリー・マッキンネル ファイザー会長兼CEO
- ・サミット共同宣言採択
- ・閉会挨拶： 細田博之 内閣官房副長官

主な論点

国立大学法人化を来年に控える大きな変革期の中で、大学の産学官連携組織の一層の充実と技術経営等それを担う人材育成が重要
 大学が大きく変わりつつある中、産業界の積極的な対応が期待されており、企業における産学官連携の経営戦略への明確な位置づけが重要
 我が国の産学官連携におけるスピード感ある取組みとグローバルな連携が重要
 ベンチャー起業等へのインセンティブ付与と積極的支援が重要
 大学等における知的財産の機関帰属化の推進及び知的財産管理・活用体制の充実強化など、知的財産の戦略的保護と活用に係る政策が重要

サミット共同宣言(別紙参照)

1. 科学技術関係人材の育成・確保
2. 共同研究開発の推進と研究成果移転への支援
3. 大学改革の推進
4. 地域の科学技術振興
5. 知的財産の戦略的保護と活用
6. 産学官一体となった取組みの継続と推進

第三回産学官連携サミット共同宣言

世界最高水準の「科学技術創造立国」を実現することは二十一世紀の我が国の基軸となる理念であり、産学官連携の推進はそのための大きな牽引力となるものである。

一 昨年第一回産学官連携サミットの開催以来、各地域における産学官連携サミットの展開、京都における昨年及び今年の産学官連携推進会議等の開催を通じて、産学官の関係者が、連携を進めるといふ基本姿勢を確認し、相互理解と信頼関係が構築された。

この国民的な機運の高揚、諸施策の展開・実施及び関係者の尽力により、我が国の産学官連携は、近年着実に実績をあげている。また、地域の発展に産学官連携の果たす役割が極めて大きいことも考えたとき、我が国の産学官連携施策は科学技術政策における最優先課題として、人材、予算等の重点的な資源配分を図る必要がある。

本日のサミットにおいて産学官連携の更なる発展のため極めて有意義な成果が生み出されたことをふまえ、今後、一層、産学官連携を推進することとする。その観点は次のとおりである。

一、科学技術関係人材の育成・確保

産学官が積極的に連携し、新しい価値を創造できる高度の専門人材育成・確保のため、技術経営、先端技術、知的財産をはじめ、大学等における人材育成の一層の取組みを図るほか、関係府省等において多面的に検討を加え提言を行う。

二、共同研究開発の推進と研究成果移転への支援

産学官連携の鍵となる経済活性化プロジェクトをはじめ、産学官の英知を結集して進める各分野での研究開発プロジェクトを強力に推進するとともに、それらの成果の移転及び事業化を加速するため、技術移転機関や大学発ベンチャー等に対する集中的な支援を拡充する。

三、大学改革の推進

産学官連携の一層の活性化に向け、研究者の創造的能力を最大限に発揮できる競争的環境を構築するため、大学の主体的な改革を支援し、基盤強化を図る。特に、平成十六年度からの非公務員型国立大学法人への移行が円滑に行われるよう必要な体制整備を図る。

四、地域の科学技術振興

産学官連携を地域主導で促すため、知的特区を実現するとともに、地域再生を目指し、世界に通用する新技術・新事業を連続的に創出する地域クラスターを形成発展させ、科学技術駆動型の地域経済への転換を更に進める。

五、知的財産の戦略的保護と活用

知的財産基本法の成立及び知的財産推進計画の策定を受け、大学等における知的財産の機関帰属化の推進及び知的財産管理体制の整備強化、研究開発・知的財産戦略・標準化戦略の一体的推進など、知的財産の創造・保護・活用に係る政策を国家戦略として集中的に展開する。

六、産学官一体となった取組みの継続と推進

産学官の相互理解と信頼関係をさらに強固にするため、「産学官連携サミット」を継続的に開催する。

右、宣言する。

平成十五年十一月十七日

第三回産学官連携サミット参加者一同

代表

科学技術政策担当大臣	茂木 敏充
総務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	河村 建夫
経済産業大臣	中川 昭一
日本経済団体連合会会長	奥田 碩
日本学術会議会長	黒川 清